高浜市政記者クラブ同時

2024年4月23日(火) 愛知県西三河県民事務所環境保全課 環境保全第二グループ 担当 今泉、加藤 ゲイヤルイン 0564-27-2876 愛知県環境局環境政策部水大気環境課 水・土壌規制グループ 担当 林、中島 内線 3050、3008 ゲイヤルイン 052-954-6225

高浜市における土壌汚染について

三州野安株式会社(高浜市)が高浜市内の同社碧海工場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。 県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

- (1) 報告者
 - 三州野安株式会社
- (2) 報告年月日
 - 2024年4月23日(火)
- (3) 汚染が判明した土地の所在地
 - 愛知県高浜市碧海町五丁目3番15、3番16、3番17、3番18、3番19及び 3番20の各一部
- (4)報告の根拠

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)

- (5) 調査結果
 - ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害	測定結果	土壌溶出量	基準超過土壌	超過区画数
物質名	最大値	基準	検出深度	/調査区画数 ^{注 2}
六価クロム 化合物	0.12 mg/L (2.4倍) ^{注1}	0.05 mg/L 以下	0~0.5 m	9/407
鉛及びその	0.91 mg/L	0.01 mg/L	$0 \sim 0.7 \text{ m}$	33/407
化合物	(91倍) ^{注1}	以下	$2.10 \sim 2.95 \text{ m}$	
ほう素及び その化合物	21 mg/L (21 倍) ^{注 1}	1 mg/L 以下	0~0.6 m	23/407

注1:()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。 注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

	特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壌含有量基準	基準超過土壌 検出深度	超過区画数 /調査区画数 ^{注 2}	
Į	物貝石	拟八胆	坐牛	火山木人	/ 刚且匹凹数	
	鉛及びその 化合物	3100 mg/kg (21 倍) ^{注 1}	150mg/kg 以下	0~0.72 m 2.10~2.95 m	37/407	

注1:()内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。 注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト及びコンクリート舗装並びに不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の有無を調査するとともに、深度調査により汚染範囲を 把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、 周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超 過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

三州野安株式会社 品質保証部 次長 猫本 大耕

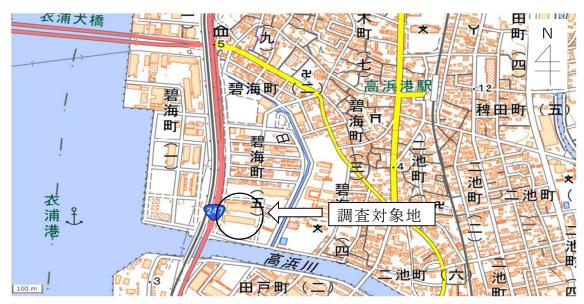
住所:愛知県高浜市田戸町二丁目2-44 電話:0566-52-1148

4 調査対象地の概要

(1)調査対象地の面積 40,168,26 ㎡

(2)調査対象地の概要

対象地は、1970年代後半から 2023年まで製瓦工場として利用されてきました。 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物の使用履歴がありますが、それに 係る施設の異常、漏洩事故の記録はありません。また、六価クロム化合物の使用 履歴は確認されていません。



※ 背景地図は、国土地理院の地理院地図を使用

参考

〇基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

(参考:環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーション ガイドライン」)

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。 主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長 く体内に残ります。

(参考:環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で $1\sim3$ g、経口致死量は成人で $15\sim20$ g、幼児で $5\sim6$ g、乳児で $2\sim3$ gと言われています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考:改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)